

議会基本条例の検証結果について

1. 経緯

加西市議会では、平成22年6月に議会基本条例を制定し、市民の信託に応えるために議会の情報公開、住民参加、議会運営の効率化や議会活動の活性化を目的として、インターネットによる中継、陳情者等への発言機会の付与、一問一答方式の導入、議会報告会の開催などを実施して議会改革に取り組んできました。その結果、議会改革度ランキングでは上位にランクされるなど一定の評価を得てきました。こうした中、条例の制定から4年が経過したことから、条例の達成状況について、議会基本条例第22条に基づき、昨年6月から議会運営委員会を中心に条例の検証及び見直しを行うこととしました。

2. 検証経過

議会運営委員会において、市民アンケートの実施、先進市議会への視察を行うとともに、委員会を7回開催し、条文ごとに実施実績やその達成度、検討事項を確認する検証シートを作成して改善すべき項目を抽出し、その対応策について協議を重ねました。

3. 検証結果

改善等の見直しが必要となった条項と内容は下記のとおりです。なお、◎印の条文については、昨年12月定例会初日に条例改正案を提出し、全会一致で可決しました。改正の内容については、議会ホームページの「議会基本条例」の新旧対照表をご覧ください。また、※印の条文については、条例改正は行いませんでしたが、運用を改善していくこととしました。

条 項	見出し	見直しの内容
◎第2条 第2項	議会運営における最高規範性	基本条例の研修について、任期開始直後の1回きりであったものを、任期の中間にあたる任期2年経過後にも行うこととしました。
◎第6条 第3項	市民参加及び情報公開	本会議等での公聴会制度等の活用について、原則的に制度を活用するということではなく、状況により制度を活用していくことを分かりやすくするために、「必要に応じて」という文言を付け加えました。
◎第8条	議会報告会	議会報告会について、イメージを一新するために「議会報告会」という名称を変更し、市民との意見交換を主目的とし、あわせて重要な議会審議の報告を行う場にしていくこととしました。
※第9条 第3項	市長等と議会及び議員の関係	市長等の反問権について、議長や委員長がきっちりと運用しながら取り組んでいくこととしました。
◎第11条	議決事項の追加	計画が更新されない「次世代育成支援行動計画」を削除し、子ども・子育て支援法により事業計画の策定が義務付けられた「子ども・子育て支援事業計画」を追加しました。
※第12条	討議による議会の合意形成	議員間討議について、議長や委員長が討議を促すとともに、全議員がしっかりと意識を持って取り組んでいくこととしました。
※第13条	政策検討会	政策検討会の実施について、議長ほか全議員がしっかりと意識を持って取り組んでいくこととしました。
◎第19条 第1項	議員定数	参考人制度と公聴会制度の活用について、市民の意見を聴くための唯一の方法ではなく、多様な方法の一つとして必要があればこれらの制度も活用することとし、「参考人制度、公聴会制度等を活用」から「多様な方法により」という言葉に変更しました。
◎第20条 第1項	議員報酬	
◎第22条 第1項	見直し手続き	検証の時期について、「必要に応じて」実施するとしていたものを、定期的を実施することとし、任期の最終年である4年目に検証を行うこととしました。